

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当分の間は、
日ごと、
翌日の翌日）

◇告 示 目 次

- 昭和四十六年二月定例県議会で議決された昭和四十六年度鳥取県一般会計予算等
- 昭和四十六年二月定例県議会で議決された昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算
- 昭和四十六年二月定例県議会で議決された昭和四十五年鳥取県一般会計補正予算等
- 昭和四十五年十二月二十六日専決処分した昭和四十五年鳥取県一般会計補正予算

告 示

鳥取県告示第三百号

昭和四十六年二月定例県議会で三月十一日議決された昭和四十六年度鳥取県一般会計予算、昭和四十六年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県営林業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別

会計予算、昭和四十六年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十六年度鳥取県電気事業会計予算、昭和四十六年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、昭和四十六年度鳥取県管理立事業会計予算及び昭和四十六年度鳥取県病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和46年度鳥取県一般会計予算

昭和46年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,167,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金
の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 7,018,183
	1 県 民 税	1,160,147
	2 事 業 税	2,066,631
	3 不 動 産 取 得 税	275,407
	4 県 た ば こ 消 費 税	427,410
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	88,495
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	863,977
7 自 動 車 税	792,285	

2 地方譲与税	8 飲 区 税	3,163		
		9 狩 猟 免 許 税	9,521	
		10 固 定 資 産 税	12,792	
		11 自 動 車 取 得 税	415,508	
		12 軽 油 引 取 税	894,376	
		13 入 猟 税	8,471	
		1,268,178		
		1 地方道路譲与税	1,147,357	
			2 石油ガス譲与税	120,821
		3 地方交付税	1 地方交付税	18,446,640
				18,446,640
		4 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	42,444
				42,444
5 分担金及び負担金	1 分 担 金	1,066,393		
		440,956		
		625,437		
2 負 担 金	2 負 担 金	625,437		
		625,437		

6 使用料及び手数料	1 使用料	428,755
	2 手数料	204,269
7 国庫支出金		18,056,323
8 財産収入	1 国庫負担金	5,913,303
	2 国庫補助金	11,968,333
	3 委託金	174,687
9 寄附金	1 財産運用収入	180,239
	2 財産売却収入	42,127
10 繰入金	1 寄附金	138,112
	2 特別会計繰入金	35,209
11 繰越金	1 特別会計繰入金	35,209
	2 基金繰入金	430,248
11 繰越金		32,924
11 繰越金		397,324
11 繰越金		200,000

12 諸収入	1 繰越金	200,000
	1 延滞金、加算金及び過料	4,656,119
	2 県預金利子	27,522
	3 公営企業貸付金元利収入	60,000
	4 貸付金元利収入	284,058
	5 受託事業収入	3,860,699
	6 収益事業収入	224,655
13 県債	7 雑収入	13,100
	1 県債	186,085
13 県債合計		1,134,000
歳入合計		1,134,000
歳入合計		53,167,000
歳出		
1 歳出	款 項	金額
1 歳出	款 項	金額
1 歳出		206,702

2 総務費	1 議会費	206,702	
	2 総務管理費	2,470,809	
	3 企画費	1,573,889	
	4 徴税費	108,667	
	5 市町村振興費	377,895	
	6 選挙費	134,106	
	7 防災費	107,083	
	8 統計調査費	17,258	
	9 人事委員会費	87,646	
	10 監査委員費	32,961	
3 民生費	1 社会福祉費	31,304	
	2 児童福祉費	3,380,358	
	3 生活保護費	907,985	
	4 災害救助費	1,545,527	
4 衛生費	1 公衆衛生費	923,040	
	2 環境衛生費	3,806	
	3 保健所費		
	4 医薬費		
	5 労働費	1 労働政費	
		2 職業訓練費	
		3 失業対策費	
		4 労働委員公費	
	6 農林水産業費	1 農業費	
		2 畜産業費	
3 農地費			
4 林業費			
5 水産業費			
1 公衆衛生費	1,936,818		
2 環境衛生費	766,323		
3 保健所費	70,701		
4 医薬費	466,072		
5 労働政費	633,722		
6 労働政費	374,829		
7 職業訓練費	87,983		
8 失業対策費	139,616		
9 失業対策費	115,395		
10 労働委員公費	31,835		
11 農業費	9,105,695		
12 畜産業費	2,692,737		
13 農地費	605,527		
14 林業費	3,191,821		
15 水産業費	1,792,648		
16 水産業費	822,962		

7 商 工 費	1 商 業 費	3,928,890
	2 工 鉱 業 費	1,496,278
	3 観 光 費	2,332,701
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	99,911
	2 道 路 橋 り よ う 費	13,574,794
	3 河 川 海 岸 費	153,754
	4 港 湾 費	6,274,103
	5 都 市 計 画 費	3,605,308
	6 住 宅 費	870,251
	9 警 察 費	1,965,051
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	706,327
	2 警 察 活 動 費	2,459,152
10 教 育 費	1 教 育 總 務 費	2,232,692
		226,460
		13,753,364
		772,507
11 災 害 復 旧 費	2 小 学 校 費	5,093,532
	3 中 学 校 費	2,798,767
	4 高 等 学 校 費	3,725,307
	5 特 殊 学 校 費	378,432
	6 社 会 教 育 費	871,940
	7 保 健 体 育 費	112,879
12 公 債 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	119,179
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	231,245
13 諸 文 出 金	1 公 債 費	1,134,754
	1 公 営 企 業 支 出 金	440,411
	2 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	156,172
14 予 備 費	2 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,926
		276,313
		50,000

歳 出 合 計	1 予 備 費	50,000
		53,167,000

第2表 債務負担行為

1 新 規

事 項	期 間	限 度	額
職員会館貸借借料	昭和46年度から昭和73年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 312,907 千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかる経過利息に相当する金額の合計額	千円
地方職員住宅賃貸借 料	昭和46年度から昭和72年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 120,491 千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかる経過利息に相当する金額の合計額	5,112
看護 学生 貸付金 修学 資金 貸付金	昭和46年度から昭和48年度まで 昭和46年度から昭和47年度まで		1,296

農業近代化資 金利子補給	昭和46年度から昭和66年度まで	融資総額 3,000,000 千円を限度とし、各年度の融資残高の 4.5 / 100に相当する金額
農業近代化推進 資金利子補給	昭和46年度から昭和52年度まで	融資総額 500,000 千円を限度とし、各年度の融資残高の 4.5 / 100に相当する金額
農村青年経営安 定資金利子補給	昭和46年度から昭和53年度まで	昭和46年度に貸し付けた農業改良資金（農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金）75,000 千円に対する昭和48年度から昭和49年度までの約定償還金に於けるため、鳥取県信用農業協同組合連合会が同資金の借受者に、約定償還金に相当する範囲内で貸付けを行なった額の各年度の融資残高の 4 / 100 に相当する金額
農村若夫婦個室改 善資金利子補助	昭和46年度から昭和54年度まで	融資総額 9,000 千円を限度とし、各年度の融資残高の 3.1 / 100 に相当する金額
果樹 災害対策 利子補給補助	昭和46年度から昭和47年度まで	昭和46年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組

<p>財団法人鳥取県チ ューリツゾ振興公 社借入金利子補助</p>	<p>昭和46年度から昭和 50年度まで</p>	<p>合連会社及び鳥取県経済農業協 同組合連合会が3,450千円以内 で行なう利子補給額の1/3に 相当する金額</p>
<p>財団法人鳥取県 造林公社借入金 損失補償</p>	<p>昭和46年度から損失 補償契約に定めると ころにより損失補償 をする日の属する年 度まで</p>	<p>融資元本145,320千円について 損失補償契約に定める最終償還 期限到来後10カ月を経過した日 において造林漁業金融公社が弁 済を受けることができなかった 元利合計額(損失補償契約に定 める遅延損害金を含む。)に相 当する金額</p>
<p>漁業近代化資金 利子補給</p>	<p>昭和46年度から昭和 62年度まで</p>	<p>融資総額300,000千円を限度と し、各年度の融資残額の4/ 100に相当する金額</p>
<p>移住者営農資金 利子補給</p>	<p>昭和46年度から昭和 55年度まで</p>	<p>融資総額1,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の2/100に 相当する金額</p>
<p>特別県営住宅購入</p>	<p>昭和46年度から昭和 76年度まで</p>	<p>69,875</p>

<p>警察職員住宅 賃借料</p>	<p>昭和46年度から昭和 70年度まで</p>	<p>当該物件を取得するために要し た資金の元利償還金に相当する 金額67,541千円並びに同物件に かかる公租公課及び火災保険料 に相当する金額の合計額</p>
<p>第一機動隊庁舎 地購入</p>	<p>昭和46年度から昭和 70年度まで</p>	<p>当該物件を取得するために要し た資金の元利償還金に相当する 金額29,396千円並びに同物件に かかる公租公課に相当する金額 の合計額</p>
<p>警察職員厚生 寮賃借料</p>	<p>昭和46年度から昭和 70年度まで</p>	<p>当該物件を取得するために要し た資金の元利償還金に相当する 金額154,379千円並びに同物件 にかかる公租公課及び火災保険 料に相当する金額の合計</p>
<p>管区機動隊員 入居賃借料</p>	<p>昭和46年度から昭和 66年度まで</p>	<p>33,524</p>
<p>公立学校共済組合 教職員住宅及び土 地賃借料</p>	<p>昭和46年度から昭和 71年度まで</p>	<p>当該物件を取得するために要し た資金の元利償還金に相当する 金額98,637千円並びに同物件に かかる公租公課及び災害補て ん引当金に相当する金額の合計 額</p>

育英奨学生貸付金 昭和46年度から昭和53年度まで 25,824

2 変更			補正			補正		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額			
尾際治水ダム本体工事	昭和44年度から昭和47年度まで	千円 552,032	佐治川治水ダム本体工事	昭和44年度から昭和46年度まで	千円 552,032			
尾際治水ダムの放流装置及びグラウト工事	昭和45年度から昭和47年度まで	119,100	佐治川治水ダムの放流装置及びグラウト工事	昭和45年度から昭和46年度まで	119,100			
八橋警察署土地賃貸借料	昭和45年度から昭和55年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額42,593千円並びに同物件にかかると公租公課に相当する金額の合計額	八橋警察署土地賃貸借料	昭和46年度から昭和56年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額42,593千円並びに同物件にかかると公租公課に相当する金額の合計額			

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
重度身体障害者更生施設費	千円 25,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずつ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいは置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることとする。
中小企業振興費	81,000	同上	同上	同上
農業関係係数試験費	35,000	同上	同上	同上
治山費	59,000	同上	同上	同上
道路新設改良費	4,000	同上	同上	同上
河川改良費	7,000	同上	同上	同上
砂防費	147,000	同上	同上	同上
都市開発事業				

費	30,000	同	上	同	上	同	上
公営住宅建設費	245,000	同	上	同	上	同	上
警察施設費	30,000	同	上	同	上	同	上
文化施設建設費	356,000	同	上	同	上	同	上
治山施設災害復旧費	16,000	同	上	同	上	同	上
漁港施設災害復旧費	5,000	同	上	同	上	同	上
建設災害復旧費	60,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧費	2,000	同	上	同	上	同	上
直轄海岸保全事業費	19,000	同	上	同	上	同	上
直轄港湾整備事業費	13,000	同	上	同	上	同	上
計	1,134,000						

昭和46年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,739千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額
1 事業収入	収入	1 用品調達事業収入	118,285
		2 自動車管理事業収入	36,422
		3 集中管理事業収入	7,240
2 財産収入	収入	1 財産売却収入	500
		合計	123,739
3 繰越金	繰越	1 繰越金	4,954
		合計	123,739

歳 出

歳 出	款	項	金額
1 事業費	費	1 用品調達事業費	118,112
		合計	36,442

2 諸支出金	2 自動車管理事業費	7,047
	3 集中管理事業費	74,623
	1 繰出金	1,072
3 予備費	1 予備費	4,555
	歳出合計	123,739

昭和46年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和46年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ762,983千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 証紙収入		千円 754,143

2 繰越金	1 証紙収入	754,143
	1 繰越金	8,340
歳入合計		762,983

歳出

款	項	金額
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	千円 754,143
	2 諸支出金	1
3 予備費	1 償還金	1
	1 予備費	8,839
歳出合計		762,983

昭和46年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,137千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 国庫支出金	1 国庫貸付金		11,600
			11,600
2 繰 入 金	1 一般会計繰入金		6,170
			6,170
3 繰 越 金			1,541

歳 入	款	項	金 額
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入		24,826
			24,649
			177
合 計			44,137

歳 出

歳 出	款	項	金 額
1 母子福祉資金貸付事業費	1 母子福祉資金貸付費		44,137
			44,137
合 計			44,137

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金貸付金	昭和46年度から昭和50年度まで		15,240

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	11,600千円	政府の定める方法による。	無利子%	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。

昭和46年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,255千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	繰入	金	12,210千円

1 一般会計繰入金 12,210

2 繰越金 127

1 繰越金 127

3 諸収入 2,918

1 貸付金元利収入 2,902

2 雑収入 16

歳入合計 15,255

歳出

1 寡婦福祉資金貸付事業費 15,255千円

1 寡婦福祉資金貸付事業費 15,255

歳出合計 15,255

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
修学資金貸付金	金	昭和46年度から昭和49年度まで	1,134千円

昭和46年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,526,349千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 15,000
	1 国庫補助金	15,000
2 繰入金		454,780
	1 一般会計繰入金	454,780
3 繰越金		28,328

歳 出

歳 入	歳 出	合 計
4 諸 収 入	1 繰越金	28,328
	2 諸 収 入	225,371
	1 県預金利息	3,188
	2 貸付金元利収入	222,183
5 債 債		802,870
	1 県 債	802,870
合 計	合 計	1,526,349

款	項	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 1,526,349
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,526,349
合 計	合 計	1,526,349

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 802,870	中小企業振興事業団の定める方法に	4.1%	中小企業振興事業団業務方法書に基づき

よる。	都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
-----	-----------------------------

昭和46年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ256,269千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国庫 支出金		66,990
	1 国庫補助金	66,990
2 繰 入 金		42,763
	1 一般会計繰入金	42,763
3 繰 越 金		240

4 諸 収 入	1 繰 越 金	240
1 貸付金元利収入		146,276
	1 雑 入	1
	2 雑 入	1
合 計		256,269

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 費		256,269
	1 農業改良資金貸付費	256,269
合 計		256,269

昭和46年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,811千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金	額
1 財 産 収 入				28,085
		1 財 産 売 払 収 入		28,085
2 繰 入 金				46,102
		1 一 般 会 計 繰 入 金		46,102
3 繰 越 金				8,500
		1 繰 越 金		8,500
4 諸 収 入				13,123
		1 受 託 事 業 収 入		11,262
		2 雑 入		1,861
歳 入	合 計			95,811

歳 出

歳 出	款	項	金	額
1 県 営 林 事 業 費				95,811
		1 職 員 費		28,120
		2 造 林 事 業 費		12,506
		3 保 育 事 業 費		47,371
		4 処 分 事 業 費		1,412
		5 公 有 林 野 分 収 造 林 事 業 費		54
6 管 理 事 業 費			6,348	
歳 出	合 計			95,811

昭和46年度鳥取県宮境港水産施設事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の県宮境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

00630

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料		57,222
		千円	
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		2,491
		千円	
3 繰 越 金	1 繰 越 金		1
		千円	
4 諸 収 入	1 雑 入		1,281
		千円	
歳 入	合 計		60,995
歳 出			
1 事 業 費	1 事 業 費		46,432
		千円	
			46,432

2 公 債 費

歳 出	公 債 費	金 額
1 公 債 費		14,563
	千円	
歳 出 合 計		60,995

昭和46年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,273千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入		25,213
		千円	
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		6,049
		千円	

3	繰越金	繰越金	1
		1 繰越金	1
4	諸収入	雑収入	10
		1 雑収入	10
歳入		合計	31,273

1	有料道路大山環状道路事業費	有料道路大山環状道路事業費	13,408
		1 有料道路大山環状道路事業費	13,408
2	公債費	公債費	17,865
		1 公債費	17,865
歳出		合計	31,273

昭和46年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算
 昭和46年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,480千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

1	事業収入	事業収入	14,005
		1 事業収入	14,005
2	繰入金	一般会計繰入金	13,474
		1 一般会計繰入金	13,474
3	繰越金	繰越金	1
		1 繰越金	1
歳入		合計	27,480

歳 出

1	有料道路三朝高原道路事業費	有料道路三朝高原道路事業費	6,507
		1 有料道路三朝高原道路事業費	6,507

2 公 債 費	2 公 債 費	20,973
	合 計	27,480

昭和46年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の赤山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,806千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入	1 雑 入	8,806
	合 計	8,806

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費	1 公 債 費	8,806
	合 計	8,806

昭和46年度鳥取県県営駐車場事業特別会計予算

昭和46年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 債		109,000

	1 県	債	109,000
歳入	合計		109,000

歳出	款	項	金額
	1 県営駐車場事業費		109,000
		1 県営駐車場事業費	109,000
歳出	合計		109,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場建設事業費	109,000 千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌	10以内 %	借入年度から1年ずつ置き、その後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるい

	年度に繰り延べて起債することができ	はす置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。
計	109,000	

昭和46年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和46年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,057千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1 財産収入		40,627 千円
		1 財産売却収入	40,627

2	繰越金		6,206
		1 繰越金	6,206
3	諸収入		224
		1 雑収入	224
		合計	47,057

1	県立学校農業実習費		47,057
		1 県立学校農業実習費	47,057
		合計	47,057

昭和46年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和46年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,935千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1	国庫支出金		100
		1 国庫委託金	100
2	財産収入		117,500
		1 財産売却収入	117,500
3	繰入金		39,333
		1 一般会計繰入金	39,333
4	繰越金		1
		1 繰越金	1
5	諸収入		1
		1 雑収入	1
		合計	156,935

千円

1 県立学校水産実習船実習費		156,935
1 県立学校水産実習船	156,935	
歳出	合計	156,935

昭和46年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和46年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
年間販売電力量 112,008,000KWH

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 電気事業収益	415,446千円	
第1項 営業収益	412,405千円	
第2項 営業外収益	3,041千円	
支 出		
第1款 電気事業費	388,445千円	
第1項 営業費用	242,589千円	
第2項 営業外費用	145,756千円	
第3項 予備費	100千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 118,505千円は当年度分損益勘定留保資金79,363千円、繰越利益剰余金処分額28,000千円及び過年度分損益勘定留保資金11,142千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	31千円
第1項 固定資産売却代金	1千円
第2項 投資償還金	30千円

支 出

第1款 資本的支出	118,536千円
第1項 建設改良費	2,370千円
第2項 企業債償還金 (一時借入金)	116,166千円

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	119,743千円
(2) 交際費	470千円
(利益剰余金の処分)	

第7条 繰越利益剰余金のうち28,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 28,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和46年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和46年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 14,225,300立方メートル

(2) 日野川工業用水道建設事業工事費 42,791千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に於ては、一般会計から長期借入金30,479千円を借り入れる。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 100,275千円

第1項 営業収益 44,329千円

第2項 営業外収益 55,946千円

支 出

第1款 工業用水道事業費 164,058千円

第1項 営業費用 75,984千円

第2項 営業外費用 88,074千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額391千円は、過年度留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 108,610千円

第1項 企業債 26,000千円

第2項 出資金 21,038千円

第3項 他会計からの長期借入金 47,562千円

第4項 建設助成金 14,000千円

第5項 建設収入 10千円

支 出

第1款 資本的支出 109,001千円

第1項 建設改良費 42,791千円

第2項 企業債償還金 66,210千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	26,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から5年すえ置き、その後25年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、46,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32,769千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道の経営健全化のため、一般会計からの会計へ補助を受ける金額は、55,895千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和46年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和46年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

境港外港地区埋立事業 工事費 247,707千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 465,857千円

第1項 企業債 165,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円

第3項 建設収入 3,396千円

第4項 土地売却代金 296,263千円

支 出

第1款 資本的支出 465,857千円

第1項 建設改良費 247,707千円

第2項 企業債償還金 218,150千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	165,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から2年ずつ置き、以後8年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、165,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 14,202千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和46年度鳥取県精神院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和46年度鳥取県精神院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 598床
 - (2) 年間入院患者数 178,242人
 - (3) 年間外来患者数 251,160人
 - (4) 一日平均入院患者数 487人
 - (5) 一日平均外来患者数 840人
 - (6) 主要な建設改良事業 医療機器備品 17,000千円
- (収益的収入及び支出)
- 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 病院事業収益 1,240,494千円
- 第1項 医業収益 1,070,668千円

<p>第2項 医業外収益 148,353千円</p> <p>第3項 看護婦養成所収益 21,473千円</p> <p>支 出</p>	<p>第4項 貸付固定資産償還金 2,098千円</p> <p>(一時借入金)</p>
<p>第1款 病院事業費用 1,296,655千円</p>	<p>第5条 一時借入金の限度額は250,000千円と定める。</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p>
<p>第1項 医業費用 1,287,219千円</p>	<p>第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち、他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p>
<p>第2項 医業外費用 37,968千円</p>	<p>(1) 職員給与費 691,808千円</p>
<p>第3項 看護婦養成所費用 21,473千円</p>	<p>(2) 交際費 360千円</p>
<p>(期間外支出)</p> <p>第3条の2 期間外支出の予定額は、次のとおりと定める。</p>	<p>(他会計からの補助金)</p> <p>第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。</p>
<p>第1款 期間外費用 3,143千円</p>	<p>補 助 の 目 的</p> <p>(1) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用前の施設整備及び企業償還元金等起因する歳入歳出不足額の補てんにあつてため</p>
<p>第1項 期間外費用 3,143千円</p>	<p>12,465千円</p>
<p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p>	<p>(2) 看護要員の確保に要する経費にあつてため 75,491千円</p>
<p>収 入</p> <p>第1款 資本的収入 355,451千円</p>	<p>(3) 看護婦養成所の施設整備にあつてため 250千円</p>
<p>第1項 出資金 69,195千円</p>	<p>(たな卸資産購入限度額)</p>
<p>第2項 他会計からの借入金 284,058千円</p>	<p>第8条 たな卸資産の購入限度額は、412,743千円と定める。</p>
<p>第3項 固定資産売却代金 100千円</p>	
<p>第4項 賃貸料 2,098千円</p>	
<p>支 出</p> <p>第1款 資本的支出 355,351千円</p>	
<p>第1項 建設改良費 44,450千円</p>	
<p>第2項 企業償還金 24,745千円</p>	
<p>第3項 他会計からの借入金償還金 284,058千円</p>	

鳥取県告示第三四一号

昭和四十六年二月定例県議会で三月十一日議決された昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 橋 二 郎

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算

昭和46年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,079千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,272,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 国庫支出金		18,056,323	56,397	18,112,720
	2 国庫補助金	11,968,333	54,618	12,022,951
	3 委託金	174,687	1,779	176,466

歳 入	合 計	歳 入	合 計
		200,000	48,682
1 繰越金	200,000	48,682	248,682
合 計	53,167,000	105,079	53,272,079

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
		2 総務費	1 総務管理費	2,470,809
6 農林水産業費	1 農業費	1,573,889	9,720	1,583,609
		9,105,695	95,359	9,201,054
		2,692,737	85,068	2,777,805
2 畜産業費	2 畜産業費	605,527	10,291	615,818
		53,167,000	105,079	53,272,079
合 計				

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額
転用永田取得資金 利子補助	昭和46年度から昭和51 年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の1/100に相当 する金額	千円

野菜価格安定対策
事業 補助

昭和46年度

35,796

鳥取県告示第三百二二号

昭和四十六年二月定例県議会で三月十一日議決された昭和四十五年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県管理立事業会計補正予算及び昭和四十五年度鳥取県病院遊学事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

昭和45年度鳥取県一般会計補正予算

昭和45年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260,767千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,569,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により

翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		千円	千円	千円
	1 県 民 税	1,071,173	20,598	1,091,771
	2 事 業 税	1,767,389	34,635	1,802,024
	3 不動産取得税	230,743	26,434	257,177
	4 県たばこ消費税	411,143	△ 8,216	402,927
	5 娯楽施設利用税	77,201	2,717	79,918
	6 料理飲食等消費税	768,243	15,155	783,398
	7 自動車税	728,453	△ 13,817	714,636

3 地方交付税	13 入 猟 税	3,242	202	8,444
		15,987,568	849,650	16,787,218
	1 地方交付税	15,937,563	849,650	16,787,213
5 分担金及び負担金		852,844	△ 8,025	844,819
	1 分 担 金	355,472	△ 2,784	352,688
	2 負 担 金	497,372	△ 5,241	492,131
6 使用料及び手数料		605,114	332	605,446
	2 手 数 料	191,535	332	191,867
		14,763,483	△ 64,707	14,698,776
7 国庫文出金	1 国庫負担金	5,133,174	22,459	5,155,633
	2 国庫補助金	9,481,129	△ 95,435	9,385,694
	3 委 託 金	149,180	8,269	157,449
8 財産収入	1 財産運用収入	46,855	780	47,635
	2 財産売却収入	480,953	54,446	535,399
9 寄 附 金		48,530	4,559	53,089
	1 寄 附 金	48,530	4,559	53,089
10 繰 入 金		248,294	△ 128,780	119,514
	2 基金繰入金	128,780	△ 128,780	0
12 諸 収 入		3,522,345	152,317	3,674,662
	3 公営企業貸付金元利収入	140,549	143,509	284,058
	5 受託事業収入	138,481	9,184	207,665
13 県 債	7 雑 入	185,853	△ 376	185,477
	1 県 債	891,313	319,687	1,211,000
歳 入 合 計		45,309,168	1,260,767	46,569,935

歳 出		項	補正前の額	補 正 額	計	
			千円	千円	千円	
1 議 公 費	1 議 公 費		194,190	△ 229	193,961	
		1 議 公 費	194,190	△ 229	193,961	
		2 総 務 費	2,313,454	202,618	2,516,072	
		1 総務管理費	1,490,496	173,891	1,664,387	
		2 企 画 費	162,739	14,482	177,221	
		3 徴 税 費	329,751	9,895	339,646	
		4 市町村振興費	90,871	1,319	92,190	
		5 運 挙 費	49,684	274	49,958	
		6 防 災 費	16,160	△ 304	15,856	
2 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	7 統計調査費	116,708	2,390	119,098	
		8 人事委員会費	29,336	366	29,702	
		9 監査委員費	27,709	305	28,014	
			2,731,589	11,377	2,742,966	
			773,938	1,221	775,154	
		4 衛 生 費	2 児 童 福 祉 費	1,109,307	10,156	1,119,463
		1 公衆衛生費	1,590,542	236,336	1,826,878	
		2 環境衛生費	701,964	26,538	728,502	
		3 保*健所費	43,932	2,506	46,438	
4 医 薬 費	436,166	22,550	458,716			
5 勞 働 費	4 医 薬 費	408,480	184,742	593,222		
	1 勞 政 費	447,472	2,870	450,342		
	2 職業訓練費	61,283	947	62,230		
	3 失業対策費	249,123	1,076	250,199		
	4 労働委員会費	108,540	771	109,311		
	1 農 業 費	28,526	76	28,602		
	2 畜 産 業 費	7,730,351	121,887	7,852,238		
	3 農 地 費	2,612,605	102,757	2,715,362		
	4 林 業 費	666,739	8,419	675,158		
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	2,392,967	10,362	2,403,329		
	4 林 業 費	1,537,465	△ 74	1,537,391		

00644

7 商 工 費	5 水産業費	520,575	423	520,998
		3,185,321	113,201	3,298,522
	1 商業費	1,314,334	60	1,314,394
	2 工 鉱業費	1,789,231	95,718	1,884,949
	3 観 光 費	81,756	17,423	99,179
8 土 木 費		10,896,618	79,398	10,976,016
	1 土木管理費	161,115	302,358	463,473
	2 道路橋のよう費	5,477,669	18,514	5,496,183
	3 河川海岸費	2,751,817	9,255	2,761,072
	4 港 湾 費	592,253	△ 7,148	585,105
	5 都市計画費	1,377,345	△ 241,820	1,135,525
9 警 察 費	6 住宅対策費	536,419	△ 1,761	534,658
		2,070,392	129,541	2,199,933
10 教 育 費	1 警察管理費	1,860,678	129,541	1,990,219
		12,020,138	365,050	12,385,188
	1 教育総務費	727,888	13,265	741,153

11 災 害 復 旧 費	2 小学校費	4,285,780	32,485	4,318,265
	3 中学校費	2,464,413	△ 33,631	2,430,782
	4 高等学校費	3,628,842	348,465	3,977,307
	5 特殊学校費	306,188	1,170	307,358
	6 社会教育費	379,245	△ 1,629	377,616
	7 保健体育費	227,782	4,925	232,707
			348,529	36,525
12 公 債 費	1 農林水産施設災害復旧費	131,465	26,245	157,710
	2 土木施設災害復旧費	217,064	9,552	226,616
	3 公立学校施設災害復旧費	0	728	728
13 諸 文 出 金	1 公 債 費	1,225,135	△ 38,283	1,186,852
	2 構築施設利用税交付金	4,267	476	4,743
歳 出 合 計		45,309,168	1,260,767	46,569,935

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画室	消費生活センター建設費	10,000
		千円	
3 民生費	1 社会福祉費	身体障害者授産施設費	34,533
		西部養護老人施設建設費	37,549
6 農林水産業費	1 農業費	農業経済圏整備事業費	84,370
		4 林業費	11,690
8 土木費	2 道路橋りょう費	揮発油税身替林道事業費	5,133
		道路改良事業費	7,400
	3 河川海岸費	河川改良事業費	24,600
		治水ダム建設事業費	39,470
9 警察費	1 警察管理費	鉄道高架事業費	107,585
		警察施設新営費	1,160
計			363,490

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	間	限度額
昭和45年発生治山施設災害復旧費		昭和45年度から	昭和46年度まで	千円 30,900
昭和45年発生災害復旧耕地事業費		昭和45年度から	昭和46年度まで	28,000
鳥取駅前土地区画整理事業の施行に伴う日本国有鉄道施設の移転補償費		昭和45年度から	昭和46年度まで	113,886

2 変更

補正前		補正後							
事	項	期	間	限度額	事	項	期	間	限度額
昭和45年発生建設災害復旧工事		昭和45年度から	昭和46年度まで	千円 38,981	昭和45年発生建設災害復旧工事		昭和45年度から	昭和46年度まで	千円 49,816

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %
西部養護老人施設建設費	30,000		28,000	
身体障害者授産施設費	25,000		24,000	
農業関係試験場整備費	70,000		30,000	
治山費	32,000		2,000	
道改良費	14,000		0	
河川改良費	9,000		0	
砂防費	103,000		94,000	
公営住宅建設費	151,000		166,000	
警察施設費	33,000		90,000	
高等学校施設整備費	49,000		275,000	
文化施設費	50,000		100,000	
体育施設費	55,000		50,000	
漁港施設災害復旧費	22,000		27,000	

建設災害復旧費	50,313	51,000							
港湾災害復旧費	4,000	5,000							
直轄海岸保全事業費	20,000	15,000							
直轄港湾整備事業費	25,000	15,000							
工業試験場費	0	90,000							

借入年度から1年すえ置き、その後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他都合によらず償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいは償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えす。

10以内証書借入れの方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、県財政の都合により起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて起債することができる。

					ることができ るものとす る。
計	891,313	1,211,000			

昭和45年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,403千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
1 事業収入		102,614	5,096	107,710
	3 集中管理 収入	62,574	5,096	67,670
	歳入合計	110,307	5,096	115,403

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
1 事業費		105,340	5,096	110,436
	3 集中管理 費	62,574	5,096	67,670
	歳出合計	110,307	5,096	115,403

昭和45年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,379千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,641千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
2 繰入金		7,200	38,379	45,579
	1 繰入金	7,200	38,379	45,579
	歳入合計	672,262	38,379	710,641

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計		千円 665,062	千円 30,080	千円 695,142
	1 一般会計	665,062	30,080	695,142
3 予備費		7,199	8,299	15,498
	1 予備費	7,199	8,299	15,498
歳 出	合 計	672,262	38,379	710,641

昭和45年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

変 更

補 正 前	補 正 後
事 項	事 項
期 間	期 間
限度額	限度額
千円 450	千円 1,296
修学資金貸付金 昭和45年度から 昭和48年度まで	修学資金貸付金 昭和45年度から 昭和48年度まで

昭和45年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,649千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 151,794	千円 891	千円 152,685
	1 財産売却収入	151,794	891	152,684
4 繰越金		9,136	1,226	10,362
	1 繰越金	9,136	1,226	10,362
5 諸収入		11,519	34	11,553
	2 雑収入	1,865	34	1,899
歳 入	合 計	202,498	2,151	204,649

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県営林事業費		202,498	2,151	204,649
	1 職員費	23,171	978	24,149
	4 処分事業費	6,462	1,139	7,601
	6 管理事業費	10,166	34	10,200
	合計	202,498	2,151	204,649
	歳出			

昭和45年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次で定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 手数料	使用料及び	34,236	22,295	56,531
	手数料			
1 使用料		34,236	22,295	56,531
合計		48,217	22,295	70,512
歳入				70,512

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 事業費		33,902	21,866	55,768
	1 事業費	33,902	21,866	55,768
2 公債費		14,315	429	14,744
	1 公債費	14,315	429	14,744
合計		48,217	22,295	70,512
歳出				70,512

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 事業費	1 事業費	仮設上屋建設事業費	7,322
合計			7,322

昭和45年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算
 昭和45年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、
 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15千円を減額し、歳入
 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 12,796	千円 △ 4,496	千円 8,300
	1 事業収入	12,796	△ 4,496	8,300
2 繰入金		13,675	△ 4,481	18,156
	1 一般会社 計入金	13,675	4,481	18,156
歳入	合計	26,472	△ 15	26,457
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		千円 20,861	千円 △ 15	千円 20,846
		20,861	△ 15	20,846

歳 出	合計	△ 15	26,457
1 公債費	20,861	△ 15	20,846
合計	26,472	△ 15	26,457

昭和45年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次
 に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,478千円を減額し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 100	千円 △ 10	千円 90
	1 国庫委託金	100	△ 10	90
2 財産収入		102,320	△ 30,231	72,089
	1 財産売却収入	102,320	△ 30,231	72,089
3 繰入金		36,419	8,460	44,879

1	一般会計繰入金	36,419	8,460	44,879
4	繰越金		1,830	1,831
	繰越金	1	1,830	1,831
5	諸収入		473	474
	雑収入	1	473	474
	歳入合計	138,841	△19,478	119,363

款	項	補正前の額	補正額	計
1	県立学校水産	千円 138,841	千円 △19,478	千円 119,363
	実習船実習費	138,841	△19,478	119,363
	歳出合計	138,841	△19,478	119,363

昭和45年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和45年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和45年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
境港外港地区埋立事業工費	259,638千円	△64,210千円	195,428千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条本文かつて書中「78,549千円」を「112,590千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	445,431千円	△98,251千円	347,180千円
第1項 企業債	220,000千円	△65,000千円	155,000千円
第3項 建設収入	10千円	913千円	923千円
第4項 土地売却代金	152,000千円	△34,164千円	117,836千円
支出			
第1款 資本的支出	523,980千円	△64,210千円	459,770千円
第1項 建設改良費	259,638千円	△64,210千円	195,428千円

(継続費の補正)

第4条 昭和44年度鳥取県管理立事業会計補正予算中第4条継続費の年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	総額	
1	資本的支出	1 建設改良費	境港外港地区埋立事業	
			年度	年割額
			39年度	291,672千円
		40年度	305,062千円	

00652

41年度 307,299千円

42年度 309,398千円

43年度 291,700千円

44年度 186,202千円

45年度 194,230千円

46年度 211,509千円

(企業債の補正)

第5条 予算第4条中「220,000千円」を「155,000千円」に改める。

(一時借入金金の補正)

第6条 予算第5条中「220,000千円」を「155,000千円」に改める。

昭和45年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和45年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和45年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	1,061,943千円	238千円	1,062,181千円	
第3項 看護婦養成所収益	20,606千円	238千円	20,844千円	
第1款 病院事業費用	1,113,072千円	238千円	1,113,310千円	
第3項 看護婦養成所費用	20,606千円	238千円	20,844千円	

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	317,304千円	143,509千円	460,813千円	
第3項 借入金	140,549千円	143,509千円	284,058千円	

(一時借入金金の補正)

第4条 予算第5条中「190,000千円」を「216,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第5条 予算第6条中職員給与費を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	569,002千円	389千円	569,391千円

鳥取県長 三田川 忠

昭和四十五年十一月二十六日専決処分をした昭和四十五年年度鳥取県一般職員の給与額を、次のとおりとする。

昭和四十六年度用件

鳥取県長 三田川 忠

昭和45年度鳥取県一般会計補正予算

昭和45年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,972千円を追加し、歳

入歳出それぞれ45,309,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		千円 14,738,824	千円 29,659	千円 14,768,483
	1 国庫負担金	5,112,515	20,659	5,133,174
	2 国庫補助金	9,472,129	9,000	9,481,129
13 県 債		872,000	19,313	891,313
	1 県 債	872,000	19,313	891,313
歳 入	合 計	45,260,196	48,972	45,309,168

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		千円 10,878,618	千円 18,000	千円 10,896,618
	2 河川海岸費	2,733,817	18,000	2,751,817
11 災害復旧費		317,557	30,972	348,529
	2 土木施設災害復旧費	186,092	30,972	217,064
歳 出	合 計	45,260,196	48,972	45,309,168

第2表 債務負担行為補正

追 加

事	項	期	間	限 度 額
昭和44年発生建設災害復旧工事		昭和45年度から昭和46年度まで		千円 4,498
昭和45年発生建設災害復旧工事		昭和45年度から昭和46年度まで		38,981
佐治川治水ダム余水吐制水門工事		昭和45年度から昭和46年度まで		18,800

